

## 基本的な感染症対策について周知事項

	教職員	児童生徒等
咳工チケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染経路を断つためには、手洗いや咳工チケットを徹底を指導する。</li> <li>・咳工チケットとは、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることを指導する。</li> </ul> <p>△教職員についても児童生徒等と同様とする。</p>	<p>《正しい咳工チケットについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①マスクを着用する。</li> <li>②マスクがない時は、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。</li> <li>③マスクやティッシュ・ハンカチがない時、またとっさの時は、袖で口・鼻を覆う。</li> </ul>
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで十分にウイルスを除去できることを指導する。</li> <li>・様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①外から教室に入る時</li> <li>②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時</li> <li>③給食（昼食）の前後</li> <li>④掃除の後</li> <li>⑤トイレの後</li> <li>⑥共有の物を触った時</li> </ul>           など、こまめに手を洗うことが重要であることを指導する。         </li> <li>・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。</li> </ul> <p>△教職員についても児童生徒等と同様とする。</p>	<p>《正しい手の洗い方》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。</li> <li>②手の甲をのばすようにこする。</li> <li>③指先・爪の間を念入りにこする。</li> <li>④指の間を洗う。</li> <li>⑤親指と手のひらをねじり洗いをする。</li> <li>⑥手首も忘れず洗う。</li> <li>⑦十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでふき取る。</li> </ul>
マスクの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育活動においては、原則マスクを着用する。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスクの着用の徹底を指導する。</li> </ul> <p>△教職員についても児童生徒等と同様とする。</p>	<p>《正しいマスクの着用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①鼻と口の両方を着実に覆う。</li> <li>②ゴムひもを耳にかける。</li> <li>③隙間がないよう鼻まで覆う。</li> </ul> <p>《正しいマスクの取り扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。</li> </ul>
登校(出勤)前の体温測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭と連携し、健康観察表を活用して、毎朝の検温や風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認するよう指導するとともに、健康観察表を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に来室するよう指導し、検温及び健康観察等を行なう。</li> <li>・登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。</li> <li>・同居の家族にも健康管理に取り組んでいただけるよう呼びかける。</li> </ul> <p>△教職員についても児童生徒等と同様に毎朝の検温や風邪症状等の確認など健康管理に取り組む。</p>	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校前に自宅において、毎朝、検温と風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認する。</li> <li>・自宅で行った健康観察結果は「健康観察表」に記入し、学校に持参する。</li> </ul>
自宅休養及び健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養するよう指導する。</li> <li>・学校で発熱、風邪症状等が見られる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにする。</li> <li>・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。</li> </ul> <p>△教職員についても・発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。</p>	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。</li> </ul>

## 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口について

県保健所（10か所）と県庁の帰属者・接触者相談センターを一元化し、専用相談窓口を開設。

## 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター） 096-300-5909（24時間対応）

このような症状時に相談 ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上は必ず）

☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(参考) 熊本市にお住まいの方は 熊本市新型コロナ相談センター 096-364-3222（24時間対応）

(R2.5.26現在)